

鹿島港定期コンテナ航路利用助成制度のご案内

【助成メニュー】

1. 新規利用支援 ～新たにご利用されます企業の皆様へ～

対 象 等：鹿島港において、輸出入の実績のない荷主が行う輸出入コンテナ貨物が対象となります。既に鹿島港の利用のある荷主については、新たに相違するルートからの輸出入コンテナ貨物は対象となります。

助 成 額：コンテナ1本当たり 輸出1万円、輸入1万5千円

- ①国際フィーダー利用の場合は、2千円加算【国際フィーダー利用加算】
- ②鹿島港利用により陸上輸送距離が短縮される場合は、5千円加算【最寄港利用加算】
- ③モーダルシフトが適用される場合は、1万円加算【モーダルシフト加算】
- ④茨城県産農林水産物を輸出する場合は、5千円加算【県産農林水産物輸出支援加算】

助成上限：1ルート200万円

2. 継続利用支援 ～既にご利用いただいている企業の皆様へ～

対 象 等：鹿島港の利用実績のある荷主が取り扱う輸出入コンテナ貨物のうち、ルート毎に前年同期（四半期単位）から増加したコンテナ貨物を対象に助成します。

助 成 額：コンテナ1本当たり 輸出5千円、輸入8千円

- ①国際フィーダー利用の場合は、1千円加算【国際フィーダー利用加算】
- ②前年度に最寄港利用加算が適用された場合は、引き続き5千円加算【最寄港利用加算】
- ③茨城県産農林水産物を輸出する場合は、5千円加算【県産農林水産物輸出支援加算】

助成上限：1ルート200万円

3. 大口荷主支援 ～既にご利用いただいている企業の皆様へ～

対 象 等：鹿島港の利用実績のある荷主が取り扱う輸出入コンテナ貨物のうち、1ルートで年間一定の本数以上となるコンテナ貨物を対象に助成します。

助 成 額：100本：20万円 200本：50万円 300本：100万円

※1. 2. 3. とあわせて1社当たり400万円まで

4. 新規航路開設支援 ～航路の開設等を行う外航船社様へ～

対 象 等：航路の開設、増便又は延伸等により、1. 2. に該当するコンテナ貨物に対して助成します。

助 成 額：コンテナ1本当たり3千円

5. 航路安定化確保 ～定期航路を運航する外航船社様へ～

対 象 等：年間予定寄港数の90%以上寄港した場合、コンテナの取扱本数に応じて助成します。

助 成 額：コンテナ1本当たり1千円

※4. 5. とあわせて1社当たり100万円まで

6. 新規利用企業開拓支援 ～鹿島港のコンテナ貨物増加に寄与したフォワーダー様へ～

対 象 等：鹿島港の新規利用を提案するなどして、当港を利用したコンテナ貨物を増加させることに寄与した実績に応じて助成します。

助 成 額：新規利用の該当助成額の2割 助成上限：100万円

【助成要件】

助成の対象となる「ルート」は、荷主が輸出又は輸入をするにあたり、鹿島港を経由した仕出向港ごとの海上輸送ルートになります。

【助成対象期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで ※予算がなくなり次第終了となります。

【申請受付等】

随時申請受付中 申請先：鹿島港振興協会 事務局（鹿島埠頭㈱内）

事業の詳細・申請書等のダウンロードは <http://www.kashimafuto.co.jp/secretariat/shinko/subsidy/> から

本助成と併せて横浜川崎国際港湾(株)が実施する助成制度(陸送から国際フィーダー航路への転換等)も活用可能ですのでご検討下さい。 横浜港の補助事業についての問合せ先：<https://www.ykip.co.jp/2025feeder/>

申請・お問合せ先

■鹿島港振興協会 事務局（鹿島埠頭㈱内）
TEL 0299-92-5551

■茨城県土木部港湾課 港湾振興担当
TEL 029-301-4536

事業出資者：茨城県、神栖市、鹿嶋市、鹿島港湾運送㈱、鹿島埠頭㈱